

# 「屋外分煙所」整備の基本的考え方【概要】

## 背景

平成30年7月「健康増進法」が改正、平成31年3月「大阪府受動喫煙防止条例」を制定 → 「原則屋内禁煙」へ

- 法・条例に基づき、屋内の受動喫煙防止の取り組みが進めば、路上等屋外における喫煙が増加する懸念  
**有識者や市町村・関係事業者で構成する検討会を開催 ▶ 「屋外分煙所」整備の基本的考え方をとりまとめ**

## 基本的考え方の概要

### ■整備場所の基本的考え方

- ・規制の対象となる第一種施設及び第二種施設周辺での整備を基本とする。
- ・設置者については、整備を行う場所の自治体や屋内禁煙となる施設の管理者を想定。

施設	場 所	設置者（想定）
第一種施設	(ア) 第1種施設の近隣	自治体、第1種施設の管理者
第二種施設	(イ) 飲食店などが密集する繁華街周辺	自治体、施設管理者、繁華街の施設の事業者、商店街など
	(ウ) 鉄道駅舎周辺	自治体、鉄道など交通事業者、駅ビル管理者 駅周辺の事業者（テナント） など

### ■整備促進にあたって

- ・民間事業者等の連携・協力を前提に、設置者が主体となって整備をすすめる。
- ・敷地の提供や費用の負担において、自治体や民間事業者等の協力が想定される。

内容	役割	想定される協力者	
整備	事業主体	○設置場所の選定 ○仕様に関する協議・決定	
	敷地の提供	○設置場所の提供	国・自治体（公共用地の提供） 民間事業者（民地の提供）
	整備費用の負担	○設置費用の負担 ○仕様に関する提案・協議	たばこ事業者、広告会社、飲料メーカー、鉄道・バス・タクシー会社
管理運営	管理運営	○管理運営 メンテナンス、日常清掃、トラブル対応	
	管理費用の負担	○維持管理費用の負担（日常清掃等）	飲料メーカー、広告会社

### ■屋外分煙所の仕様

- ・厚生労働省が示す仕様を基本とするが、周囲の状況等を踏まえ、これによらない仕様も含める。ただし、灰皿のみの設置は「屋外分煙所」の仕様を含めない。

#### 対象外

灰皿のみの設置



#### 基本的考え方の範囲

厚生労働省の仕様以外の屋外分煙所

厚生労働省の示す仕様を満たす屋外分煙施設



### ■モデル整備の方針・目標

- ・条例の全面施行までの間に、「基本的な考え方」に基づき、モデル整備を進める。

◇モデル整備期間 2019～2024年度

◇整備目標箇所数 府内20～30カ所を想定

- 関係者の連携・協力により、整備効果や課題を把握しながら、モデル整備を進める。
- 関係者間による協議会を設置し、モデル整備のパターンの整理や効果測定を基に、整備及び管理運営スキームの検証を行う。
- モデル整備の検証内容を踏まえ、自治体と事業者との連携パターン等を取りまとめたガイドラインを策定する。
- 整備主体や協力事業者へ広く周知し、屋外分煙所の整備促進につなげる。